

2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、一部に留意改善を要する事項が見受けられたが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

※予算の執行等に係る事務については全体として適正に処理されているが、一部に留意改善を求めた事項があるため、「総じて適正」としている。

審査意見

ア 財政健全化の推進について

歳入については、国庫支出金に加え、法人事業税などの県税等が増加してはいるものの、県税収入は、経済状況により左右されることから、財源の確保が大きな課題となっている。

一方、歳出については、職員数の削減、事務事業の再構築をはじめ、数々の歳出削減策に努めてはいるものの、退職手当総額が高止まり、社会保障関係費などの義務的経費が年々増加するなど、財政構造の硬直化が進んでいる。

こうした中で、引き続き東日本大震災及び関東・東北豪雨からの復旧・復興、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害の払拭に取り組むとともに、経済・雇用対策をはじめ、公共施設等の老朽化への対応などさまざまな行政需要にも応えながら、人口減少と超高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、さらに発展させていく必要があり、歳入・歳出の状況に鑑みれば、本県財政は予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

このような財政状況において、東日本大震災及び関東・東北豪雨の教訓を踏まえた災害に強い県土づくりや、人口減少社会にあっても、安全・安心、快適な生活環境のもとで、雇用がしっかりと確保され、誰もが個性や能力を発揮しながら主体的にいきいきと活躍することのできる「人が輝く元気で住みよいいばらき」づくりを着実に実施していくためには、「第7次茨城県行財政改革大綱」の基本方針に沿って、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の徹底した見直しに努め歳出の削減を図るとともに、県有財産の売却や貸付け、県税徴収率の向上など、あらゆる歳入確保対策に総力を挙げて取り組む必要がある。それに加えて、国と地方の税財源の配分の見直しや、地方交付税の充実・総額の確保を図るため、地方六団体とも連携しながら、国に対して、地方税財政制度の改革に関し粘り強い要請に努めるなどして、持続可能で健全な財政構造の

確立に努められたい。

なお、一般会計における平成28年度末県債現在高は2兆1,493億32百万円と、前年度に比べて44億88百万円減少している。このうち、公共投資に充てるための県債の新規発行額については、平成11年度以降公共事業の縮減・重点化に努め発行を大きく抑制してきたことから、その残高については平成18年度をピークに減少に転じその取り組みの成果をあげてきている。

しかしながら、国の地方財政対策により地方財政の収支不足等を補うため、制度的に発行せざるを得ない地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの特例的県債の発行額が平成21年度以降多額となっており、その残高は年々増加している。

これらの特例的県債は、その元利償還金のほとんどが地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているものの、県の債務であることに相違はないことから、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスにおける黒字の確保など財政の健全化を図り、県債の新規発行の抑制に努められたい。

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて14億99百万円減少し、74億63百万円となった。

収入未済額の主なものは、県税であり、前年度に比べて14億60百万円減少し、61億5百万円となった。県税の収入未済額の縮減は6年連続であり、徴収率については依然として全国低位にあるものの、前年度に比べて0.4ポイント上昇し98.1%となったことは、さまざまな徴税対策の努力が成果として現れたものといえる。

県税の収入未済額のうち、個人県民税については、賦課徴収を行う市町村の徴税力強化支援や、平成27年度から県内全市町村において開始された、原則すべての事業主を個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）の特別徴収義務者に指定する取り組みの結果、前年度に比べて11億27百万円減少した。しかしながら、個人県民税の収入未済額は45億77百万円

であり、県税全体の75.0%を占めていることから、引き続き市町村の徴税力強化を図る必要がある。よって、今後も税務課、市町村課及び各県税事務所は、茨城租税債権管理機構とも連携して、市町村の実情を踏まえ、必要な助言、協力を行うとともに、特別徴収義務者の指定による特別徴収制度の徹底のための取り組みに対しても必要な支援等を積極的に行い、徴収率向上と収入未済額の縮減に努められたい。

また、自動車税については、コンビニ納税、口座振替及びクレジットカード納税制度の普及による徴収率の向上に努めるとともに、滞納整理においては徴収率の数値目標を設定し、多様な方法による催告、早期の差押え、車検切れ自動車に係る滞納対策など、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んだ結果、前年度に比べて2億85百万円減少した。なお、自動車税の収入未済額は8億59百万円であるが、県の賦課徴収分の56.2%を占めていることから、引き続き、効果が現れている前述の滞納者の実態に応じた滞納整理を行い、収入未済額の縮減に努められたい。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、他の税目の滞納者に対しても財産調査を徹底し、差押えやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の強化に努め、収入未済額の縮減に努められたい。

県税以外の収入未済額のうち県営住宅使用料については、滞納者への納入指導強化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者に対する債権回収会社及び地元弁護士チームを活用した納入指導などを粘り強く実施したことにより、前年度に比べて3百万円減少し、3億44百万円となり、5年連続して減少した。引き続き、収入未済額の縮減に向けて適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて2億66百万円減少し、44億21百万円となった。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等であり、滞納者に対する継続した巡回指導や中小企業診断士等の専門家派遣による経営再建支援などのきめ細やかな経営指導や、分割納入指導等を実施したことにより、前年度に比べて2億49百万円減少し38億52百万円となった。今後も、滞納者に対する経営指導を強化する

とともに、再建が困難な滞納者に対しては、担保物件の処分や法的整理など個々の対策に加え、貸付原資の一部として県が借り入れしている独立行政法人中小企業基盤整備機構と協議しながら収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い、新たな発生防止に努められたい。

一般会計の不納欠損額は、前年度に比べて1億30百万円減少し、10億93百万円となった。主なものは県税の10億37百万円である。また、特別会計の不納欠損額は、前年度に比べて17百万円増加し、23百万円となった。

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額118億84百万円のうち、平成28年度末の未収私債権額は52億14百万円あることから、今後も、弁護士や債権回収会社の一層の活用を図り債権回収に努めるとともに、回収が期待できない債権（私債権）については、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（平成24年12月総務部行財政改革・地方分権推進室策定）に基づいた適切な対応に努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 保有土地の管理・処分について

分譲を目的とした土地については、工業用地等として604ha、住宅・業務用地等として、つくばエクスプレス沿線で138ha、阿見吉原地区で18ha、桜の郷地区で8haと、大量の分譲用地が残っている。

分譲用地については、企業立地補助金や税制上の特例措置などの立地促進策を活用しながら、首都圏中央連絡自動車道の県内全区間開通など陸・海・空の広域交通アクセスの立地優位性のPR等により「立地推進室」や「立地推進東京本部」を中心に全庁をあげて積極的な販売促進活動に努められたい。

なお、県、県土地開発公社及び県開発公社が保有している土地に係る県の将来負担見込額を計画的に解消するため取り組んできている保有土地対策については、巨額の県費が投入されてきたことを十分に認識し、こ

れ以上の県民負担が発生しないよう着実な実行に努められたい。

その他の土地については、未売却分の旧畜産試験場敷地など未利用地43haのほか、職員住宅の用途廃止及び県立高等学校の統合等に伴い、新たに未利用地となることを見込まれる用地があるが、これらについては、平成24年度の行政監査（「県有財産（土地）の有効活用」）の結果なども踏まえながら、今後とも土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な管理に努められたい。

エ 公共施設等の管理について

本県の公共施設等については、昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期における人口増加社会において、県民ニーズに対応するため教育・福祉施設及び社会基盤等の整備が行われたが、これらの施設は老朽化が進み、これから一斉に更新時期を迎える。今後限られた財源の中で、県民に対する安心・安全な施設の利用等を将来にわたり提供していくためには、計画的な施設の維持・更新等が必要である。このため、平成27年3月に策定した「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新・統廃合・長寿命化などを行いながら、公共施設等の適切な管理の推進に努められたい。

また、公共施設等の計画的な修繕等に要する経費に充てることを目的として、平成27年度から積み立てを開始した「茨城県公共施設長寿命化等推進基金」については、平成28年度に50億円を積み増し現在70億円が措置されている。今後も基金の充実を図るとともに、基金設置の目的に沿って計画的に修繕等の事業を実施されたい。

オ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行うとともに、引き続き適切な指導監督に努められたい。

なお、県土地開発公社及び県開発公社については、多額の財政支援策が講じられてきていることから、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、「改革工程表」に基づき保有土地の計画的処分を鋭意進めるよう指導願いたい。

カ 事務事業の執行について

定期監査等の結果、業務委託する事業内容の一部が未確定のまま契約していた事例や、業務内容を過大に設定し委託していた事例など、事務の執行に関して不適切な事務処理が見受けられたため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

なお、依然として基本的な財務会計の事務処理の誤りが多く見受けられたことから、職員研修の充実を図るとともに、内部チェック機能の再点検を行うなど、財務会計事務の執行体制の強化に努められたい。

また、事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事業の執行に努められたい。